

## パーク上尾団地多目的室使用細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、次のとおり壺番館116号室旧管理人室（以下「多目的室」という。）を管理・運営するため、パーク上尾団地多目的室使用細則を定める。

（多目的室の管理・運営）

第1条 多目的室の管理・運営は、管理組合が行う。

（使用の原則）

第2条 管理者は、管理組合がその業務上使用する場合を除き、パーク上尾団地（以下「本団地」という。）に存する多目的室を次の各号に掲げる目的のため、本団地居住者の使用に供するものとする。ただし、特定の政治、思想、宗教活動その他これらに類する行為、または、本団地の環境を阻害するような使用は認めないものとする。また、継続的な営利を目的とするものは認めないものとする。

1) パーク上尾自治会が使用する場合

2) 親睦を目的とした囲碁・将棋・懇談会・講習会、文化学習教室等に使用する場合

3) 災害時の緊急避難場所として使用する場合

4) 防災備蓄品の倉庫として使用する場合

2、 前項の規定に拘わらず、管理者が認めた場合には、多目的室を使用できるものとする。

3、 多目的室においては以下の行為は、管理者が認めた場合を除いて禁止する。

1) 大声の発生、各種音響機器（カラオケ、楽器演奏を含む。）の使用

2) 浴室の使用（燃料ガスを使用しない場合を含む。）

3) 調理等炊事行為（可搬式燃料器具の使用を含む。）

4) 喫煙を含む全ての火気使用

5) その他、近隣住民に迷惑や不安を与える全ての行為

（使用時間）

第3条 多目的室の使用時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

ただし、管理者が必要と認めた場合は延長することができる。

（使用の申込みおよび使用の許可）

第4条 管理者は、多目的室の使用申込みがあった場合は、その適否を確認の上、使用を許可し、使用許可証を発行する。

2、 この場合において、同一日時に複数の申込みがあったときは、その使用

目的に従って、次の順位によるものとする。

- 1) 災害時の緊急避難場所として使用する場合
  - 2) 管理組合が理事会等その業務の執行上の必要から使用する場合
  - 3) 委員会等その業務の執行上の必要から使用する場合
  - 4) パーク上尾自治会が使用する場合
  - 5) 本団地居住者が第2条第2項の目的のために使用する場合
  - 6) その他管理者が認めた場合
- 3、 前項の規定によっても順位が定まらないときは、申込みの先後とする。
  - 4、 多目的室の使用にあたっては、使用許可が与えられた申請者を使用責任者と定め、使用責任者は故意・過失を問わず多目的室の使用に伴う全ての責任を負うこととする。
  - 5、 管理者は使用許可証を発行した後であっても、相当の理由があるときは、使用の許可を取り消し、または停止させることができる。

(使用日程)

第5条 管理者は多目的室の使用計画について、月毎に多目的室使用日程表を作成し、使用日時、使用目的、使用責任者等の所要事項を記載し、多目的室の使用を希望する者が閲覧できるよう常時整備しておくものとする。

(使用料)

第6条 使用料は次のとおりとする。

- 1) 1時間300円とする。
- 2) 継続使用は1時間単位とし、それぞれの時間単位の使用料を合算する。
- 3) 予定時間の超過による追加使用料は時間単位で計算する。
- 4) 使用時間が1時間に満たざる場合でも、使用料の減額は行わない。
- 5) 第4条第2項第1号、第2号および第3号の目的による使用の場合および理事長が承認した懇親会等は無料とする。

- 2、 使用料は管理費に充てる。

(管理上の注意事項)

第7条 管理者は多目的室の利用者に対し、十分な各種感染予防対策を講ずるよう指示し、善良な管理者の注意義務をもって多目的室を使用させるとともに、他の者に迷惑を及ぼさないように注意させ、また、使用終了後には多目的室の清掃と、各種インフラの後始末を確実に実行させるものとし、これを遵守しない使用責任者および利用者については、多目的室の使用を制限、中止させ、以後の使用を承認しないことができる。

- 2、 多目的室の利用者は、多目的室の使用が終了した旨、管理人に報告し了承を得ること。なお、管理人不在の時には改めて管理人在室時に速やかに連絡すること。

(原状回復義務等)

第 8 条 管理者は多目的室の利用者が、故意または過失等により多目的室を損傷し、または備品等を毀損若しくは損失したときは、利用者の負担において修復させ、または修復に要する費用を利用責任者に負担させるものとする。

(管理者への届出事項)

第 9 条 利用者は、防犯・火災予防に注意し、建物内における防災、防火装置およびその操作方法を熟知するとともに、万一、火災、盗難等の発生した場合は、直ちに管理人または所轄官署に通報すること。

(規定外事項)

第 10 条 本細則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 本使用細則は 2022 年 6 月 1 日から施行する。